

# 愛知県手数料条例（抄）

〔平成12年3月28日  
愛知県条例第20号〕

〔屋外広告業登録申請手数料、屋外広告物講習手数料関係 沿革〕

昭和49年7月24日条例第42号、63年3月28日第9号、平成10年3月25日第4号、17年10月21日第90号

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条、旅券法（昭和26年法律第267号）第20条第2項及び道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第3項の規定による手数料の額及びその徴収等に関する事項を定めるものとする。

（手数料の納入義務者）

第2条 手数料は、特定の者のためにする事務について、その利益を受けた者から徴収する。〔以下略〕

（手数料の種類及び額）

第3条 手数料の種類及び額は、別表第1から別表第11までのとおりとする。〔以下略〕

別表第8（第2条、第3条関係）

屋外広告業 登録事務	屋外広告業 登録申請手 数料		1件につき	11,000
	屋外広告業 更新登録申 請手数料		1件につき	11,000

屋外広告物 講習事務	屋外広告物 講習手数料	広告物に係る 法令に関する科目	1人につき	1,800
		広告物の表示の 方法に関する科目	1人につき	1,100
		広告物の施工に 関する科目	1人につき	1,100

# 愛知県事務処理特例条例（抄）

（平成11年12月17日  
愛知県条例第55号）

〔沿革〕 平成12年3月28日条例第24号、14年12月20日第61号、15年3月25日第9号、15年12月19日第76号、16年10月8日第59号、12月21日第68号、19年3月23日第11号、20年12月19日第52号、21年3月27日第7号、10月16日第41号、第42号、12月18日第58号、22年12月17日第41号、23年3月22日21号改正

愛知県事務処理特例条例をここに公布する。

## 愛知県事務処理特例条例

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、別表第1から別表第8までのそれぞれの上欄に掲げる知事の権限に属する事務は、これらの表のそれぞれの下欄に掲げる市町村が処理することとする。

### 附 則（抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月28日愛知県条例第24号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年12月20日愛知県条例第61号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月25日愛知県条例第9号）

この条例は、平成15年4月16日から施行する。

附 則（平成15年12月19日愛知県条例第76号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月8日愛知県条例第59号）

この条例は、平成16年12月17日から施行する。

附 則（平成16年12月21日愛知県条例第68号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月21日愛知県条例第90号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第11号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表第8の8の項及び22の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年12月19日条例第52号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日条例第7号抄）

1 この条例は、西春日井郡春日町を廃し、その区域を清須市に編入する処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則（平成21年10月16日条例第41号抄）

1 この条例は、宝飯郡小坂井町を廃し、その区域を豊川市に編入する処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則（平成21年10月16日条例第42号抄）

1 この条例は、西加茂郡みよし町となる西加茂郡三好町をみよし市とする処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則（平成21年12月18日条例第58号抄）

1 この条例は、海部郡七宝町、同郡美和町及び同郡甚目寺町を廃し、その区域を

もってあま市を設置する処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則（平成 22 年 12 月 17 日条例第 41 号抄）

1 この条例は、幡豆郡一色町、同郡吉良町及び同郡幡豆町を廃し、その区域を西尾市に編入する処分が効力を生ずる日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 22 日条例第 21 号抄）

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表第8（建設部関係）

〔上欄〕

- 4 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。）、愛知県屋外広告物条例（昭和39年愛知県条例第56号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの
- （1）法第7条第4項の規定により違反に係るはり紙を除却し、又はその命じた者等に除却させること。
  - （2）条例第5条第1項及び第2項並びに第6条第5項及び第6項の規定により広告物の表示又は掲出物件の設置の許可をすること。
  - （3）条例第6条第8項の規定により広告物の表示又は掲出物件の設置の通知を受理すること。
  - （4）条例第9条第1項（同条第4項及び第5項並びに条例第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により広告物の表示若しくは掲出物件の設置の許可等の期間を定め、又は当該許可等に条件を付すこと。
  - （5）条例第9条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により広告物の表示又は掲出物件の設置の許可を更新すること。
  - （6）条例第10条第1項の規定により許可に係る広告物又は掲出物件の変更又は改造の許可をすること。
  - （7）条例第16条の規定により広告物の表示又は掲出物件の設置の許可を取り消すこと。
  - （8）（1）から（7）までに掲げる事務に伴い、条例第17条第1項の規定により報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。
  - （9）条例第19条第1項の規定により広告物又は掲出物件の管理者の設置等の届出を受理すること。
  - （10）条例第19条第2項の規定により広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者の変更の届出を受理すること。

- (11) 条例第19条第3項の規定により広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者の氏名等の変更の届出を受理すること。
- (12) 条例第19条第4項の規定により広告物又は掲出物件を除却した旨の届出を受理すること。
- (13) 条例第19条第5項の規定により広告物又は掲出物件が滅失した旨の届出を受理すること。
- (14) (2) から (13) までに掲げる事務に伴う条例の施行のための規則に基づく事務であって、別に規則で定めるもの

〔下欄〕

各市町村（名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市を除く。）

〔上欄〕

5 屋外広告物法（以下この項において「法」という。）、愛知県屋外広告物条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- (1) 法第7条第4項の規定により違反に係るはり札等、広告旗又は立看板等を除却し、又はその命じた者等に除却させること。
- (2) 法第8条第1項の規定により広告物又は掲出物件を保管し、及び同条第2項の規定により公示すること（(1)に掲げる事務に係るものに限る。(3)及び(4)において同じ。）。
- (3) 法第8条第3項の規定により広告物又は掲出物件を売却し、その売却した代金を保管すること。
- (4) 法第8条第4項の規定により広告物又は掲出物件を廃棄すること。
- (5) (1) に掲げる事務に伴い、条例第17条第1項の規定により報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

〔下欄〕

一宮市、半田市、春日井市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、北名古屋市、東郷町、長久手町、豊山町、大口町及び扶桑町

〔上欄〕

6 屋外広告物法（以下この項において「法」という。）、愛知県屋外広告物条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの

（１） 法第7条第2項の規定により（６）の措置を自ら行い、又はその命じた者等に行わせること。

（２） 法第7条第3項の規定により（６）の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせ、その費用を義務者から徴収すること。

（３） 法第8条第1項の規定により広告物又は掲出物件を保管し、及び同条第2項の規定により公示すること（（１）に掲げる事務に係るものに限る。（４）及び（５）において同じ。）。

（４） 法第8条第3項の規定により広告物又は掲出物件を売却し、その売却した代金を保管すること。

（５） 法第8条第4項の規定により広告物又は掲出物件を廃棄すること。

（６） 条例第15条第1項の規定により違反に係る表示若しくは設置の停止又は除却等の措置を命ずること。

（７） 条例第15条第2項ただし書の規定により除却すべき旨等を公告すること。

（８） （６）に掲げる事務に伴い、条例第17条第1項の規定により報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。

〔下欄〕

一宮市、尾張旭市、岩倉市、東郷町及び設楽町

